

27長寿第13730号

平成27年 5月21日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 管理者 様
指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業所を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の改正に伴う
留意事項について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号。以下「指定基準」という。）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号。以下「予防指定基準」という。）」がそれぞれ平成27年1月16日及び平成27年1月22日に改正され、また、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号。以下「解釈通知」という。）」が平成27年3月27日に改正され、平成27年4月1日から施行されました。

また、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第397号。以下「改正政令」という。）」が平成26年12月12日に公布されるとともに、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成27年3月27日老振発0327第3号。以下「貸与運用通知」という。）」が平成27年3月27日に発出され、平成27年4月1日から施行されました。

については、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所及び指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所（以下「福祉用具事業所」という。）の運営にあたっては、下記の点に留意いただくようお願いします。

記

1. 利用料等の受領（指定基準第197条及び第212条、予防指定基準第269条及び第286条）

指定基準第197条第1項及び予防指定基準第269条第1項により、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者が、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅（介護予防）サービス費用基準額から当該指定（介護予防）福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護（介護予防）サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けることとされています。

また、解釈通知により、指定（介護予防）福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合や自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合には、当該基準の主旨から除かれるものとされています。

このため、次に掲げる場合には、当該指定基準違反となりますので、ご注意ください。

- ① 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所が、利用者から利用料を徴収せずに、指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅（介護予防）サービス費用のみを請求する場合。
- ② 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所が、利用者から利用料を徴収するが、指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅（介護予防）サービス費用の請求の前若しくは後に指定（介護予防）福祉用具貸与事業所が利用者に対して当該利用料の全部又は一部を返還する場合。
- ③ 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所が、利用者から利用料を徴収するが、指定（介護予防）福祉用具貸与に係る居宅（介護予防）サービス費用の請求の前若しくは後に指定（介護予防）福祉用具貸与事業所以外の者が利用者に対して当該利用料の全部又は一部を返還し、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所以外の者に対して指定（介護予防）福祉用具貸与事業所が当該利用料金の全部又は一部の返還に要する経費の負担を行っている場合。

<参考 指定基準>

第197条第1項

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

<参考 解釈通知>

第一 2

指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の機関を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

第三 十一 3 (1)

- ① 居宅基準第 197 条第 1 項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の 1 割（介護保険法第 50 条若しくは第 60 条又は第 69 条第 3 項の規定の適用により保険給付の率が 9 割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

2. 福祉用具専門相談員の資格要件について

福祉用具専門相談員（以下、「相談員」という。）の資格要件については、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について（平成 26 年 12 月 22 日 長寿第 62837 号）」（以下、「前通知」という。）により、周知しているところですが、福祉用具事業所の相談員として、養成研修修了者（介護職員基礎研修、1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を配置している福祉用具事業所及び相談員として養成研修修了者の資格で県に届出を行っている福祉用具事業所については、有資格者の配置後、速やかに県に変更届を提出していただくようお願いします。（平成 27 年 3 月 31 日までに旧カリキュラムにより福祉用具専門相談員指定講習を修了している相談員については、平成 27 年 4 月 1 日以降も引き続き相談員の業務に従事することが可能です。）

また、前通知の経過措置に関する取扱いについては、本通知のとおりとしますので、ご注意ください。

経過措置として、改正政令の施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）現に養成研修修了者である者の助言（平成 28 年 3 月 31 日までの間において行われるものに限る。）を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされています。当該経過措置の適用は、既に相談員として従事している者のみが対象となるのではなく、改正政令施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）現に養成研修修了者に該当していれば、平成 27 年 4 月 1 日以降に福祉用具事業所に新たに配置された養成研修修了者であっても、経過措置期間中において、相談員として

従事することができます。

ただし、経過措置が適用される福祉用具事業所であっても、平成 28 年 4 月 1 日以降、養成研修修了者は相談員として従事することはできなくなりますので、貸与・販売業務を引き続き行うためには、福祉用具事業所において必要な資格を有する相談員の確保・育成を図る必要があります。福祉用具事業所については、指定基準により、人員に関する基準として、常勤換算方法で 2 以上の相談員を配置する必要がありますので、ご了知の上、適切な対応を図られるようお願いいたします。

平成 27 年度の福祉用具専門相談員指定講習の現時点での開催予定は、「かがわ介護保険情報ネット（下記 URL 参照）」に掲載しております。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/kaigo/yougusoudan.html>

<参考 平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）>

【福祉用具】

○福祉用具専門相談員の資格要件について

問 1 7 7 平成 27 年 4 月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について、

- ① 人員基準についても経過措置期間中は養成研修修了者の配置により満たされるということでしょうか。
- ② 経過措置の適用は既に福祉用具専門相談員として従事している者のみ対象となるのか。

(答)

- ① 経過措置が適用される者についても、経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。
- ② 本令施行の際（平成 27 年 4 月 1 日）、現に養成研修修了者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。

3. 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

複数の福祉用具を貸与する場合に減額して貸与する場合の具体的な運用方法については、平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 3 号により示されているところですが、指定（介護予防）福祉用具貸与事業所において、既に県に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定する場合には、運営規程又は目録（以下、「運営規程等」という。）に単品利用料及び減額利用料を定めておく必要があります。

なお、運営規程等に単品利用料及び減額利用料を定めた場合には、変更届及び運営規程等を県に届け出てください。

以上